

平成 27 年 4 月 6 日 (月)

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎 2-4-35 KSC 鴨池ビル 202 号室
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿行発 第 3 号 平成 27 年 4 月 6 日
鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



平成 27 年度農地転用等事務処理日程について
指宿市農業委員会より下記お知らせがありました。概要は以下の通りです。

指農委第 560 号
平成 27 年 3 月 31 日

鹿児島県行政書士会
会長 鎌田 敬 様

指宿市農業委員会
会長 諏訪園 一行



平成 27 年度農地転用等事務処理日程について (お知らせ)

春暖の候、貴殿におかれましては益々ご清祥のことと、お喜び申し上げます。
さて、平成 27 年度の農地転用等事務処理日程につきましては、別添のとおり計画しましたので、貴行政書士会会員への周知啓発について、よろしくお願
い申し上げます。

別紙日程をご参照下さい。

■ 訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

指宿支部

東郷 建夫 先生

平成 27 年 2 月 23 日ご逝去

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。

平成27年度農地転用等事務処理日程

指宿市農業委員会

月	申請受付期限日	転用調査日	農業委員会開催日	許可予定日
27年4月	H27年3月31日(火)	4月10日(金)	4月20日(月)	4月24日
5月	4月30日(木)	5月11日(月)	5月20日(水)	5月26日
6月	5月29日(金)	6月10日(水)	6月19日(金)	6月26日
7月	6月30日(火)	7月10日(金)	7月17日(金)	7月24日
7月	第1回農業委員会		7月24日(金)	
8月	7月31日(金)	8月10日(月)	8月20日(木)	8月26日
9月	8月31日(月)	9月10日(木)	9月18日(金)	9月25日
10月	9月30日(水)	10月9日(金)	10月20日(火)	10月26日
11月	10月30日(金)	11月10日(火)	11月20日(金)	11月26日
12月	11月25日(水)	12月4日(金)	12月14日(月)	12月18日
28年1月	12月28日(月)	1月8日(金)	1月20日(水)	1月26日
2月	H28年1月29日(金)	2月10日(水)	2月19日(金)	2月26日
3月	2月29日(月)	3月10日(木)	3月18日(金)	3月25日

※申請受付期限日は固定していますが、転用調査日及び農業委員会開催日は今後の他行事との調整により変動することがあります。

※許可指令書の公布日は、許可予定日より三日後になる予定です。

※転用調査の立会は①指宿市都市計画用途地域は、行政書士の代理立会でもよい。

②上記以外の地域は原則として本人立会とします。

※非農地証明の申請受付は、行なっておりません。

※周辺に農地がある場合は、必ず被害防除計画書と誓約書を添付してください。

※一般住宅・農家住宅以外は、事業計画書を添付してください。

※申請日2ヶ月以内に分筆、合筆した申請農地は、経緯が分かる書類を提出してください。